

平成27年9月第3回八街市議会臨時会会議録

.....

1. 開議 平成27年9月18日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 山田雅士
- 2番 小澤孝延
- 3番 角麻子
- 4番 鈴木広美
- 5番 服部雅恵
- 6番 小菅耕二
- 7番 小山栄治
- 8番 木村利晴
- 9番 石井孝昭
- 10番 桜田秀雄
- 11番 林修三
- 12番 山口孝弘
- 13番 小高良則
- 14番 湯浅祐徳
- 15番 川上雄次
- 16番 林政男
- 17番 新宅雅子
- 18番 加藤弘
- 19番 京増藤江
- 20番 丸山わき子

.....

1. 欠席議員は次のとおり

なし

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副	市長	榎本隆二
総	務部長	武井義行
市	民部長	石川良道
経	済環境部長	麻生和敏

建設部長	河野政弘
会計管理者	醍醐真人
財政課長	江澤利典
国保年金課長	石川孝夫
高齢者福祉課長	和田文夫
下水道課長	山本安夫
水道課長	金崎正人

・連絡員

秘書広報課長	鈴木正義
総務課長	山本雅章
社会福祉課長	佐瀬政夫
農政課長	水村幸男
道路河川課長	横山富夫

○教育委員会

・議案説明者

教育長	加曾利佳信
教育委員会教育次長	吉田一郎

・連絡員

庶務課長	勝又寿雄
------	------

○選挙管理委員会

・議案説明者

事務局長	山本雅章
------	------

○農業委員会

・議案説明者

事務局長	醍醐文一
------	------

○監査委員

・議案説明者

事務局長	川崎義之
------	------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	藏村隆雄
副主幹	梅澤孝行



○議会事務局長（藏村隆雄君）

本日は一般選挙後初めての議会ですので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員の中、湯浅祐徳議員が年長ですので、ご紹介申し上げます。

○臨時議長（湯浅祐徳君）

ただいまご紹介されました湯浅でございます。本日招集されました平成27年9月第3回八街市議会臨時会の開会にあたり、ただいま事務局長の紹介のとおり、地方自治法第107条の規定により、私が臨時議長の職務を行います。新議長選出までの限られた時間ではありますが、議員各位の協力によりまして、無事、任務を果たしたいと存じます。何とぞ、皆様方のご支援を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

ただいまから平成27年9月第3回八街市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は20名です。

したがってこの臨時会は、成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

以上で報告を終わります。

日程第1、仮議席の指定を行います。

この際、議事の進行上、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席と指定します。

日程第2、議長の選挙を行います。

（桜田秀雄議員退場）

○臨時議長（湯浅祐徳君）

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○臨時議長（湯浅祐徳君）

ただいまの出席議員は19名です。

投票用紙を配付します。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（湯浅祐徳君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○臨時議長（湯浅祐徳君）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

なお、姓が同名の議員がおられますので、必ず投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票は、正面の演壇に向かって左手の方から投函し、右手の方から自席にご着席願います。ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

**○議会事務局長（藏村隆雄君）**

1番、山田雅士議員。2番、小澤孝延議員。3番、角麻子議員。4番、鈴木広美議員。5番、服部雅恵議員。6番、小菅耕二議員。7番、小山栄治議員。8番、木村利晴議員。9番、石井孝昭議員。11番、林修三議員。12番、山口孝弘議員。13番、小高良則議員。14番、湯浅祐徳議員。15番、川上雄次議員。16番、林政男議員。17番、新宅雅子議員。18番、加藤弘議員。19番、京増藤江議員。20番、丸山わき子議員。

**○臨時議長（湯浅祐徳君）**

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○臨時議長（湯浅祐徳君）**

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

**○臨時議長（湯浅祐徳君）**

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に丸山わき子議員、京増藤江議員を指名します。

両議員の立ち会いをお願いします。

（開票）

**○臨時議長（湯浅祐徳君）**

選挙の結果を報告します。

投票総数19票。これは先ほどの出席議員数と符合しております。そのうち、有効投票19票。無効投票0票。有効投票のうち、加藤弘議員16票、丸山わき子議員2票、新宅雅子議員1票、以上のおりでございます。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって、加藤弘議員が当選されました。

ただいま議長に当選されました加藤弘議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

議長に当選されました加藤弘議員のご挨拶をお願いします。

**○議長（加藤 弘君）**

ただいま、議長選挙におきまして、多くの皆様のご推挙をいただき、議長として当選させていただきました加藤弘でございます。私はこれから決められた任期の間、議会改革等、大変遅れているところ、そういうものの推進と、また市民からより理解していただけるような議会を進めてまいりたいという思いでおります。皆様方のご支援とご協力を今後ともよろしくお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（湯浅祐徳君）

これもちまして臨時議長の職務を全て終了しました。

加藤弘議長、議長席にご着席ください。

ご協力いただきましてありがとうございました。

○議長（加藤 弘君）

会議中ですが、議事都合により15分間休憩いたします。

議員の皆様申し上げます。全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まりください。

（休憩 午前10時17分）

（再開 午前10時33分）

（桜田秀雄議員入場）

○議長（加藤 弘君）

再開します。

追加日程第1、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。

議席はただいま着席のとおり指定します。

追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第88条の規定により、小澤孝延議員、山田雅士議員を指名します。

追加日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。この臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

異議なしと認めます。会期は本日1日間に決定しました。

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

（桜田秀雄議員退場）

○議長（加藤 弘君）

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（加藤 弘君）

ただいまの出席議員は19名です。

投票用紙を配付します。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 弘君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(加藤 弘君)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

なお、姓が同名の議員がおられますので、必ず投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票は、正面の演壇に向かって左手の方から投函し、右手の方から自席にご着席願います。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

○議会事務局長(藏村隆雄君)

1番、山田雅士議員。2番、小澤孝延議員。3番、角麻子議員。4番、鈴木広美議員。5番、服部雅恵議員。6番、小菅耕二議員。7番、小山栄治議員。8番、木村利晴議員。9番、石井孝昭議員。11番、林修三議員。12番、山口孝弘議員。13番、小高良則議員。14番、湯浅祐徳議員。15番、川上雄次議員。16番、林政男議員。17番、新宅雅子議員。18番、京増藤江議員。19番、丸山わき子議員。20番、加藤弘議員。

○議長(加藤 弘君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 弘君)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(加藤 弘君)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に新宅雅子議員、林政男議員を指名します。

両議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(加藤 弘君)

選挙の結果を報告します。

投票総数19票。これは、先ほどの出席議員数と符合しています。そのうち、有効投票19票。無効投票0票。有効投票のうち、石井孝昭議員17票、京増藤江議員2票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって、石井孝昭議員が当選されました。

ただいま副議長に当選されました石井孝昭議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

副議長に当選されました石井孝昭議員のご挨拶をお願いいたします。

#### ○副議長（石井孝昭君）

このたび、議員の皆様にご推挙いただきまして、副議長に就任させていただきました石井孝昭でございます。加藤弘新議長をしっかり補佐して、市民に開かれた議会を目指して頑張りたいと思っております。また、地方創生を推進する意思のある地方議会を目指して、意を邁進してまいりたいと思っております。議員の皆様始め、北村市長、そして執行部の皆様におかれましては、変わらぬご指導とご協力をお願い申し上げ、副議長就任のご挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

#### ○議長（加藤 弘君）

追加日程第5、常任委員及び議会運営委員の選任を行います。

この選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長から指名します。

議会運営委員会委員に、丸山わき子議員、新宅雅子議員、林政男議員、川上雄次議員、湯浅祐徳議員、林修三議員、木村利晴議員、以上の7名を。

総務常任委員会委員に、丸山わき子議員、新宅雅子議員、湯浅祐徳議員、桜田秀雄議員、小菅耕二議員、鈴木広美議員と、私、加藤弘、以上の7名を。

文教福祉常任委員会委員に、京増藤江議員、川上雄次議員、林修三議員、小山栄治議員、服部雅恵議員、小澤孝延議員、山田雅士議員、以上の7名を。

（桜田秀雄議員入場）

#### ○議長（加藤 弘君）

経済建設常任委員会委員に、林政男議員、小高良則議員、山口孝弘議員、石井孝昭議員、木村利晴議員、角麻子議員、以上の6名を指名します。

これから、しばらく休憩をして、議会運営委員会及び各常任委員会を開き、正副委員長の互選をお願いします。

本会議再開時刻につきましては、事務局よりご連絡します。

総務常任委員会は第2会議室、文教福祉常任委員会は第1会議室、経済建設常任委員会は議長室で、それぞれ開催しますので、お集まりください。

各常任委員会の後、議会運営委員会を第2会議室で行い、議会運営委員会終了後に議会だより編集委員会を第2会議室で行います。

しばらく休憩します。

(休憩 午前10時40分)

(再開 午前11時35分)

○議長（加藤 弘君）

再開します。

議会運営委員会及び各常任委員会の正副委員長が決定したので報告します。

議会運営委員会委員長に林修三議員。同副委員長に林政男議員。

総務常任委員会委員長に新宅雅子議員。同副委員長に鈴木広美議員。

文教福祉常任委員会委員長に小山栄治議員。同副委員長に服部雅恵議員。

経済建設常任委員会委員長に木村利晴議員。同副委員長に林政男議員。

以上のとおり決定しました。

次に、各委員長の就任の挨拶をお願いします。

最初に、議会運営委員長、林修三議員。

○林 修三君

先ほどの議会運営委員会の会議の中で委員長に指名いただきました林修三でございます。これまでの2期、そして3期目に入った経験を活かしながら、スムーズな議会運営ができるよう頑張っていきたいなど。そして、さきの市議会議員選挙では投票率がかなり低かったことがあります。市民にもっと知らしめる、あるいは議会活動が活発化、活性化していくために一生懸命、皆さんのお力をかりながら議会活動を推進していきたいと思っておりますので、どうぞひとつ、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（加藤 弘君）

次に、総務常任委員長、新宅雅子議員。

○新宅雅子君

総務常任委員長にご指名いただきました新宅雅子でございます。たくさんいろいろな問題がありますが、委員の皆様とともに、解決の方向へしっかりと持っていきたいと考えております。皆様のご協力をどうぞよろしく願いいたします。

○議長（加藤 弘君）

次に、文教福祉常任委員長、小山栄治議員。

○小山栄治君

文教福祉常任委員長の選任をいただきました小山栄治でございます。八街市の教育、福祉充実のために、委員の皆様と執行部の皆様のご協力を得ながら一生懸命に頑張りますので、よろしく願いいたします。

○議長（加藤 弘君）

次に、経済建設常任委員長、木村利晴議員。

○木村利晴君

ただいまの経済建設常任委員会におきまして、皆様のご推挙をいただき、常任委員長として推挙されました木村利晴でございます。開かれた議会、そして信頼ある、心ある取り組み

をしていきたいというふうに思っております。また、知行合一、考えたこと、それを実行に移していく、それによって活かされた、そんな活動をしていきたいなというふうに思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

**○議長（加藤 弘君）**

以上で就任の挨拶を終わります。

ここで、八街市議会会派規定第3条第1項の規定に基づく会派の結成について、ご報告します。

平成27年9月16日付で、湯浅祐徳議員を代表者として、小高良則議員、林修三議員、石井孝昭議員、木村利晴議員、小山栄治議員、小菅耕二議員、鈴木広美議員、山田雅士議員の9名をもって「誠和会」を。

川上雄次議員を代表者として、新宅雅子議員、服部雅恵議員、角麻子議員の4名をもって「公明党」を。

林政男議員を代表者として、加藤弘議員、小澤孝延議員の3名をもって「やちまた21」を。

丸山わき子議員を代表者として、京増藤江議員の2名をもって「日本共産党」を。

以上、4会派の結成の届け出がありましたので、ご報告します。

追加日程第6、議会運営委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、配付してあります申出書のとおり、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（加藤 弘君）**

ご異議がありませんので、そのように決定しました。

追加日程第7、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第6号を一括議題とし、採決は分割して行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（加藤 弘君）**

ご異議なしと認めます。

議案第1号から議案第6号の提案理由の説明を求めます。

**○市長（北村新司君）**

本日、ここに平成27年9月第3回八街市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともご多用のところご参集いただき、誠にありがたく御礼申し上げます。

まず初めに、このたびの記録的な豪雨により、被害に遭われました皆様、現状も避難を余儀なくされている皆様、また犠牲となられました方やご家族に対して、心からお見舞いとお

悔やみを申し上げます。被災地域の日も早い復旧をお祈り申し上げます。

次に、皆様におかれましては、先月執行されました八街市議会議員選挙において、市民の厚い信任を得て、見事当選されました。特にこのたびの選挙では、議員定数が2名減となる、これまで以上に厳しい選挙戦を勝ち抜き、ご当選を果たされたことに対しまして、心からお祝いを申し上げます。誠にありがとうございます。

皆様は今後、選挙期間中に多くの市民からいただいた激励や期待に応えるべく、活躍されるものと存じます。八街市では人口減少、少子高齢化、厳しい財政状況など、さまざまな課題を抱えています。私といたしましても、限られた財源の中で都市基盤を整備しつつ、農・商・工業の産業を活性化させ、子育て支援の充実を図るなど、活気あふれる八街市を目指し、市民の皆様が住んでよかったと思える街づくりのために、議員の皆様とともに精いっぱい取り組んでまいり所存でございます。今後とも市政運営につきまして、議員各位のご理解とご協力をお願いいたしますとともに、本市の発展のため、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

次に、8月22日に、第24回「八街ふれあい夏まつり」が、けやきの森公園をメイン会場に開催されました。今年は天気に恵まれ、2万5千人の来場者があり、大変賑わいのある夏まつりにすることができました。ご参加いただきました市民の皆様、商工会議所や出店していただきました商店街の皆様など、多くの関係者のご努力により、盛会裏に終了することができましたことに対しまして、心からお礼申し上げます。誠にありがとうございます。

次に、八街市商工会議所が主体となり8月10日から実施されました八街市プレミアム商品券の販売につきましては、8月17日をもって無事終了することができました。市民の皆様にはご理解、ご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

今後、この商品券の利用を呼び水として、地域の消費喚起を促し、八街市の経済が活性化することを期待するものでございます。

それでは、提案理由の説明に入らせていただきます。

本臨時会に提案いたしました案件は、人事案件2件、条例の一部改正案件3件、契約案件1件の、合計6議案でございます。

議案第1号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

これは、平成27年9月28日をもって任期満了となる固定資産評価審査委員会委員、日暮俊幸氏について、引き続き同氏を再任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

議案第2号は、教育委員会委員の任命についてでございます。

これは、平成27年9月30日をもって任期満了となる教育委員会委員、並木光男氏について、引き続き同氏を再任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

議案第3号は、八街市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる

る番号法の公布に伴い、本市においても個人番号を含んだ特定個人情報の取り扱いについて、番号法と同様に厳格な保護措置を講ずる必要が生じたことから、既存の個人番号の取り扱いについて、新たに特定個人情報の目的外利用や外部提供の制限等を加えるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第4号は、八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に基づき交付する通知カードについて、紛失や破損等による再交付に要する手数料を追加するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第5号は、八街市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、消防団の定数を各分団15人を基準とした上で、管轄する行政区人口など、地域の実情に応じ、業務を円滑に遂行するために必要な定員総数とするため、所要の改正を行うものでございます。

議案第6号は、公共下水道雨水枝線整備工事（27-1）の請負契約の締結についてでございます。

この工事については、去る9月8日に行いました一般競争入札の結果、大日本土木株式会社千葉支店支店長、山下義行が1億6千556万4千円で落札いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、工事請負契約の締結につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（加藤 弘君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、議案第2号、教育委員会委員の任命については、人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。

最初に、議案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この議案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。議案第1号は、同意することに決定しました。

次に、議案第2号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

この議案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。議案第2号は同意することに決定しました。  
会議中ですが、昼食のため休憩します。午後は1時10分から再開します。

(休憩 午前11時51分)

(再開 午後1時10分)

**○議長（加藤 弘君）**

再開します。

報告いたします。

会派結成の報告に誤りがありました。公明党の代表者は新宅雅子議員となります。

以上で報告を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第3号から議案第6号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、これから質疑、討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（加藤 弘君）**

ご異議なしと認めます。

これから議案第3号から議案第6号に対する質疑を行います。

質疑時間は1人当たり40分とし、質疑回数の制限は設けません。

質疑を許します。

**○京増藤江君**

それでは、質問させていただきます。

議案第3号、八街市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。改正理由には、行政事務を処理する者が特定の個人を識別するための個人番号を活用し、異なる分野に属する情報を照合し、これらが同一の者に係るものであるかどうかを情報システムにより確認することができることとなる。このようにあります。

ご質問するのですけれども、このことによる行政側のメリットは何なのか、伺います。

**○総務部長（武井義行君）**

今回の改正によりますメリットですが、まず社会保障、それから税に係る行政手続における添付書類等の削減、それからマイナポータルといたしまして、パソコンやコンピューターを使っているわけなんですけれども、そういったものを見る中でいろいろな情報を得ることができる。私たち公共団体といたしましては、社会保障、それから税、災害対策、これらの分野で個人情報、それからマイナンバー等を結び付けまして、効率的な情報の管理ができるというのがまず第一になります。

**○京増藤江君**

効率的な行政ができますよということなんですけど、それは社会保障や税、災害対策の分野でそのようにできますよということなんですけど、今までも決して非効率にやっていたわけではないのではないかと私は思うのですけど。

行政の効率化ということ、政府はマイナンバー制度の目的については、効率化できますということをおっしゃっています。そのほかに、公平で公正な社会の実現や、国民の利便性の向上を実現するためのインフラでありますと説明しておりますけれども、しかし、住基ネットでも国民の利便性の向上や行政の効率化ということをおっしゃってまいりました、目的として。住基ネットでもそのように政府として掲げてきたのですから、もうそれで十分、効率化できたのではないかと、私は思うのですけれども、できなかったのですか。

○総務部長（武井義行君）

住基ネットとは若干、意味合いが違います。今回は行政間のさまざまなやりとり、また個人の申請にあたっての書類の軽減、そういったものが図られるわけです。住基ネットを活用してはというご意見もあったようですが、本来、住基ネットは今回のような連携を考慮したものではなかったということ。それから、いろいろな市民からのご意見等を頂戴した中で、こういった形にするのがいいということになったと伺っております。

○京増藤江君

一つ一つの政策を実施していく中で、住基ネットによって効率化するんだというのであれば、それがどれだけできたのかということをおきちんと検証しながら次の段階に行かなければならないのですけれども、それがどうだったのかというようなことはなしに、いろいろな意見が出てマイナンバーになったというような説明だと思っております。

効率化ですが、今は災害のことや社会保障、税と言われていますが、改正によって、もっと多くの分野に及んでいくということですから、そうやって行けば、自治体の職員はあまり要らなくて、国が全部把握できるようになっていくのではないかとというようなことも懸念されている。

例えば、効率化されたのだから職員を減らしていく、こういうことがあったならば、マイナンバーが漏えいしていく、そういう危険は防ぐことができない。今でも職員の数はぎりぎり、本当に市民サービスがなかなかできない。例えば福祉の面でも、住民の願いを聞き取ることができない。そういうことが実際に起きております。

今後、効率化できるのだから人員を減らす、ということがあってはならない。漏えいが出るような人員削減をしてはならないと思うのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

ただいま議員さんの方から職員数が大変足らないということでご心配いただいたことは、ありがとうございます。

今お話がありましたけれども、国がデータを一括管理するものでは基本的にございませぬ。管理はこれまでどおり個々の管理する団体が行った中で、関係するデータをそれぞれが連携できるというものでございます。確かにこういったことを活用することによって市の事務というものが若干軽減されるのかなと今は考えておりますけれども、そうしたことによりまして、ほかの部署で今は人が足りないとか、重点的に行わなければいけないところに職員を回

せるという利点もございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

#### ○京増藤江君

今は各情報が別々に管理されているから、国の方もできないんですよ、一括しては。けれども、将来的にどうなるかということも考えておかなければならない問題だと思います。

今、市民の方から、マイナンバー制度をなぜ実施するのかと、若い人からも、高齢者の方からも、疑問が出ています。自分の情報がみんな知られてしまうのではないか、そういう心配です。

内閣府は7月に世論調査を行いました。前回の1月の調査の結果と比べますと、マイナンバー制度の内容まで知っていた人は、28.3パーセントから43.5パーセントに増加しています。ところが、マイナンバー制度に期待すると答えた方は減っているんですね。社会保障や税などの手続きが簡単になる、このことについては51.4パーセントから38.7パーセントに急落。そして社会保障や税の記録をインターネットで見ることができる、これも20パーセントから14.5パーセントに減少している。さらに不安に思うことを1つ挙げてもらったことの中には、個人情報漏えいしてプライバシーが侵害される、これが32.6パーセントから34.5パーセント。また、不正により被害に遭うのではないかとというふうに回答した人が32.3パーセントから38パーセントいる。本当に不安が高まっている。この内容を知れば知るほど不安が高まっている。これは私も市民の皆さんとお話する中で、そのように感じております。プライバシーが侵害されるのではないか、被害に遭うのではないかとという市民の皆さんの不安をどう解消しようとしているのか、伺いたいと思います。

#### ○総務部長（武井義行君）

今回提案させていただきました条例の一部改正、これもそうなのですが、番号法の中で大変厳しい条件というか、罰則規定等、そういったものが設けられております。私たちは公務員ですので、地方公務員法の中の守秘義務というものが、当然の義務としてあるわけがございます。そういったものを職員が、しっかりと日常業務の中で意識しながら、業務を行っていくことと、国の方でもいろいろな周知を行っているわけですが、一般市民の方にしっかり理解していただけるような、私たちもこれまで広報誌などで内容についてお知らせしてございますし、また内部では職員を対象にした研修会をこれまで8回ほど行っております。それから、高齢者の方が特に間違いやすいのではないかとということで、65歳以上の方を対象に、そういったチラシ等も既に配付しております。国の方でもいろいろな情報ですとか呼びかけをしますが、市でも並行して、市民の方にしっかり理解していただけるように、これからも政策をしていきたいと思っております。

#### ○京増藤江君

職員の皆さんは市民のプライバシーを守り、番号が漏えいしないように、被害に遭わないように、本当に努力されていると思うのです。しかし、実際にこのような制度を利用している国では、韓国やアメリカなどでも甚大な被害が出ている。八街は大丈夫ですよということを行っているのですけれども、私が本当に心配なのは、9月15日号の広報が配られました。

マイナンバーは生涯にわたって使います、通知カードまたは個人番号は大切に保管してください、このようなお知らせなんですけれども、この書き方ですと、例えば国民健康保険証なども大切に扱うので、同じような大切さなのかなと、市民の方は思うと思うのです。実際に私も聞かれました、どのくらい大切なんですかと。例えば、こういう被害が起きます、だからこの番号は人に教えてはいけないのです。こういうことをなぜ書かなかったのか。まずお伺いしたいと思います。

#### ○総務部長（武井義行君）

まず、この制度につきましては、いろいろな法律や条例で個人情報漏えいがないような形で設定しておりますけれども、マイナンバーだけが個人を確認するための顔写真つき証明書なので、マイナンバーを使う場合はそういった確認をしなければならないということで、安全面といいますか、そういったものにも配慮しているところでございます。

今9月15日号ということでお話がありましたけれども、その前の8月15日号にも同様に、マイナンバー制度が始まりますということで広報の方に載せさせていただいております。その中に注意点ということで、保険証と同じように大切に保管してくださいということ。それから、市役所や勤務先などで提示する以外は、マイナンバーを他人に教えたり、コピーやメモを渡したりしないでください。マイナンバーをほかの手續のパスワードなどに使用しないでくださいなどといった注意点につきましても、広報の方でお知らせしております。

#### ○京増藤江君

大事なんですよということは、広報の8月号でも9月号でも書いてあります、確かに。しかし、なぜ危険なのか。こういう被害が起きる可能性があるのです、ということもしないと、健康保険証も大切なんですけれども、それとは違った危険があるんだということがわからないと思うのです。今後、どういう不利益があるのか、はっきり市民の方たちに周知していかなければいけないと思うのです。今、市役所の方でも、オレオレ詐欺で大変な被害が起きていると、たびたびお知らせをしている。そんな中でもあるのです、実際に健康食品を多額に買ってしまった等、そういうこともあります。お金だけではなくてプライバシーが拡散して、取り戻すことができないような番号になるわけです。これからの周知徹底について、どのような内容の危険があるか、具体的にお知らせをする必要があると思うのですけれども、その点についてはどのようにお考えなのか、伺います。

#### ○総務部長（武井義行君）

必要な周知については、市の方も徹底していかなければならないと考えております。いろいろな条例等を定めた中で、そういったことが起こらないように、いろんな対策をとっているわけでございます。行政として、それが起こらないように実際に取り組んでいる中で、こういったことが起こる可能性があるというのをどこまで周知したらいいか、議論しなければいけないところだと思います。必要な周知、また追加については行っていきたいと考えております。

#### ○京増藤江君

改正理由の中には、不正に用いられた場合に個人の権利、利益を侵害する危険性が高いので厳格な保護措置を講じますよというふうに述べておりますね。厳格に保護する必要があるので一部を改正するという事で、個人情報の外部提供を制限する、また請求対象者の範囲を決めると。

特定個人情報に係る事故情報の利用の中止を請求できる、不正利用等があった場合に中止及び消去の請求ができるんですよ、とあります。これが注意事項というふうにおっしゃっている内容かと思うのですけれども、既に情報が漏れて番号を変えなければいけない、使わないようにするにはいけない、そういう事態になったときの規定になるわけです。こういうことが起こらないようにするわけではないのです。一旦情報が漏れたら取り返しがつかないというところでの、市民の皆さんの喚起を本当に呼ばなければならないと思うのです。後でこうする等では間に合わないのではないですか。

先ほども申し上げましたけれども、韓国やアメリカでも甚大な被害をこうむっている。八街市も十分やっていて、職員がやるんだということで、6月議会でもちゃんと答弁がありましたけれども、そうやっても、やはり漏れる可能性がある。いかに市民の方に周知徹底するか、そこがないと、オレオレ詐欺みたいに、どうしてもその番号を貸してほしいと言われた場合に、ふとしたことで差し出してしまうことがあると思います。そういうことは想定しませんか。

#### ○総務部長（武井義行君）

先ほどもお答えしましたように、考えられる注意喚起、必要なものに関しては、市としても積極的に注意喚起、また区の回覧等、いろんな手段を使って皆様の方に注意喚起していきたいというふうに考えております。

#### ○京増藤江君

オレオレ詐欺でも、今までだまされなかった方が、ふとだまされる、そういうことが本当に日常で起きております。必要なことはされるという答弁なんですけれども、あらゆる状況を考えて、ぜひ皆さんに周知していただきたいと思います。

それから、個人番号カードの請求をしていくことになれば、個人番号を持ってしまえば、さらに被害が起きると思うのです。通知カードを配付するときに、必要な人は個人番号カードも請求してくださいというお知らせなんですけれども、このようなお知らせでは、個人番号カードを申請しておいた方がいいのではないかとと思われると思うのです。

私は、個人番号を持たない方が安全だと思うのですけれども、個人番号カードを持ち、安全にしまっておくことがどれほど大変なのかということについては、どのようにお知らせをするのですか。

#### ○市民部長（石川良道君）

個人番号カードの取得については任意という形になります。しかし、番号通知カードは10月5日以降、全ての世帯に送られていくわけです。先ほど総務部長の方から危険防止のためのいろんなシステム面のこと、あるいは法的な対応の件、あるいは周知の件、そういうも

のをより徹底していく中で、適切な使用を目指すというのが国の趣旨でございます。丁寧な危険防止のための説明を心がけていく必要があると思いますけれども、普及については、やはり進めていくというのが基本的な立場かなというふうに考えております。

#### ○京増藤江君

個人番号カードを持つことで本当に大変なことになるというところでは、自分の番号を人に教えてはいけない以上に、個人番号を持つことの危険性をしっかりと皆さんにお知らせしなくてはいけないと思います。希望する方という生易しい書き方では、希望した方がいいのかどうか、そういうふうに思いかねないと思います。

保管方法についても、きちっと保管できるのか。市民一人ひとりの状況をしっかり把握した上で、これは進めていく必要があると思います。

番号カードは身分証明書などにも使えるんだと宣伝されているのですけれども、番号カードではなくても、通知カードに顔写真を付ければ身分証明書として使えるのではないかと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

#### ○市民部長（石川良道君）

あくまでも、身分証明書として使えるのは番号カードでございます。通知カードについては、あなたの番号はこの番号ですよということを、ただ通知しているだけですから、それをもって身分証明書のかわりということにはならないというふうに理解しております。

#### ○京増藤江君

政府は個人番号制度の普及をしようとしているわけですから、そういう方向だと思うのですが、しかし、これを身分証明書として持ち歩いたり、人に示したりする場合に、本当に危険がはかり知れないではないかというようなことを、市民の方々は心配しているわけです。

番号があれば、この人はこの番号だとわかるわけですから、危険な個人番号カードでしか身分証明できないということは、国の方に言っていく必要があるのではないかと思うのです。危険を少しでも減らしていくという点では、番号カードがいかに危険かというところが、やはり職員の皆さんにもないと、さまざまな被害をこうむった後では、本当に市民の皆さんが困ると思うのです。ですから身分証明書としてどうするかということは、これ以外にない、番号カード以外にないという考え方というのは、私は変えていただきたいと思います。

それから、例えばこれを紛失する場合もあると思うのですけれども、番号カードを。紛失したことに気付かない場合もあると思います。私も、もし自分が持っていたら、いつも使うわけではないですから、紛失したことに気付かない場合もあると思います。

マイナンバーカードにいろんな情報が蓄積されて、拡散されると思うのですけれども、紛失についての被害はどのようにお考えでしょうか。

#### ○市民部長（石川良道君）

紛失に対してというか、そういうふうにならないように、日常的な管理が徹底できるように、その辺は細やかな対応の中で周知を進めていくことしかないと思います。

## ○京増藤江君

赤ちゃんから高齢者の方まで番号が付けられる。もしも危険性に気付かずに個人番号を申請してしまった場合、本当の個人責任になってしまう。ここが一番心配なことです。厳重に管理するといっても、盗まれてしまうこともあるわけですから、さまざまな点から紛失が起きるといふ点では、私はもっと市の方で対応を考えていただきたいと思います。

マイナンバー制度についての不安が増したのは、日本年金機構から膨大な年金情報が流出してしまったことからです。市民の皆さんも、年金機構からだって出たではないか。それ以上にマイナンバー制度はいろんな情報が出てしまうというふうに、心配されているわけです。

ドイツやイギリス、フランス、オーストラリアなどは、共通番号制度は市民的自由の抑圧や国民のプライバシーを侵害する危険性がある、また不正利用の危険性を高めるという観点から、分野別番号を維持しています。共通番号を利用した情報連携を行えるような仕組みを作らない、行わない、廃止している、そういう国があるわけです。日本でも、先ほど内閣府の調査結果について述べさせてもらいましたが、やはり国民の支持や理解が広がっていない。この制度を中止することが必要だと私は思いますので、その方向で意見を言っていくべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

## ○総務部長（武井義行君）

先ほど日本年金機構のお話もございました。全国市長会、また知事会からも同様に、緊急決議という形で関係省庁の方に出しているのですが、発生した日本年金機構の個人情報流出問題、これについては流出事案の実態の把握、それから原因究明、それから再発防止をまず講じてくださいということと合わせまして、今回の番号法に関しましても、国民に丁寧に説明するよという趣旨の要望を、今年6月、全国市長会からも行っているところでございます。

## ○京増藤江君

年金機構からそういう流出があったということは、年金機構で働いている方たちの多くが派遣社員などで正職員ではなかったということもあるし、さまざまな原因があるわけですが、それにしてもこういう情報というのは漏れてしまう。その可能性があるんだというところでは、国民の利益にならないことはどうなのか。市にも、私は主体的に本当に考えていただきたいのです。内閣府がわざわざ調査したところ、国民の支持や理解や広がっていないという点があるわけですから、八街市はどうなんだろうかという点を、私は重視していただきたいと思います。

それから費用の問題なんですけれども、制度導入時には3千億円以上の税金を国が投入していくということなんです、制度維持運営の費用は市の負担になるのではないかと思います。今後、市が維持運営をしていくためには国は出さないのではないかと思います。この点についてはいかがでしょうか。

## ○総務部長（武井義行君）

運営ということではございませんが、今回この事業を進めるにあたりまして、さまざまな

システム改修等、そういったものは実際に行っております。これにつきましては国からの補助金をいただいて実施しているところでございます。また今後、運営にあたっての経費につきましては、まだちょっと私どもも理解していないところがあるのですが、そういったものに関しましては、市町村からも国、県の方へ要望してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

維持運営については今後どうなるか、ちょっとよく聞こえなかったので、もう一回お願いします。

○総務部長（武井義行君）

運営に関わる経費につきましては、まだ、すみません、私もよく理解していないところがございます。そういった面で、市町村の持ち出しに極力ならないよう、これは国等への働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

○京増藤江君

市民の皆さんが本当に心配しているこういう制度について、市が市民の税金を持ち出してはならないと思います。ただ、そのように国に言っても、市で、各自治体がやりなさいよというようなことになった場合にはどうするのか。こういうことも私は考える必要があると思うのです。自治体が持ち出ししなければならなくなったような場合、八街市はどうするか。そうならないように努力されるということなんですけれども、なった場合はどうするのか。このことについて、いかがでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

全く確認できていないお答えで申し訳ないのですが、私個人的には、当然、国の方が負うべき負担であるというふうに考えております。もし市の方で持ち出しをしなければいけないということがありましたら、それは市の立場として、しっかりと国、県の方へ訴えていきたいというふうに考えております。

○京増藤江君

今の部長のご答弁のように、やはり市に持ち出しさせてはならない。この態度をしっかりと貫いていただきたいと思います。さきのことはわからない、ではないんですよ。やはりそういうことで市民に負担させない。こういう心構えが必要だと思うのです。これからのことはわからないといっても、1、2年先のこともわからないようでは、市民の皆さんの暮らしを守ることはできないと思います。本当に市民の皆さんの利益になる、福祉の向上につながる如果能够あれば、市民の皆さんの理解も得られると思うのです。そのことについて、市民の利益を図って、しっかり主張していただきたい。このことを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（加藤 弘君）

ほかに質疑はありませんか。

○丸山わき子君

それでは私はまず議案第3号、ただいまも質問がございましたが、八街市個人情報保護条

例の一部を改正する条例の制定について、若干お伺いしてまいりたいというふうに思います。

これは10月に番号が割り振られて、来年1月からの運用開始ということで、担当課の方もかなり混乱があるのではないかと。それ以上に市民の皆さんはもっと混乱があるということで、若干質問いたします。

マイナンバー制度導入検討当時は、先ほど部長が答弁されたように社会保障制度、税、それから災害対策、これに関する分野での利用ということで限定していたわけですね。ところが、この制度がまだ始まらないうちに、次々と利用の範囲を広げた。

実際、マイナンバーを活用していく内容は一体何項目あるのか。その辺について、どのように把握されているでしょうか。

#### ○総務部長（武井義行君）

地方公共団体、また国等、いろいろあるわけなんですけど、全体では94ほどあるようでございます。ただ、市町村が関連するものは、その中で25ということになっております。地方税法に関するものですか、国民健康保険に関するもの、また介護保険に関するもの、そういうものを含めまして、市町村では25ということになっているということです。

#### ○丸山わき子君

最初に国が検討していた内容から、かなり範囲が広がった。市町村が関連するのは25項目で、今後は民間事業者も従業員の給与等で関わってくる。本当にたくさんの情報が、それも多年にわたって集積される。これだけ膨大なものが漏えいしたとなると、本当に大変なことになる。先ほども質問がございましたけれども、日本年金機構から125万件の個人情報が出たことになってしまったわけですけども、たった1種類でも、いまだに原因が究明されていないわけです。一気に、これだけ集積された情報が流れ出したら大変危険であると思うわけなんです。高齢者や障がい者、こういった方々が自分自身の番号を守っていけるのかどうか。その辺についてはどのような対策が進められているのか、お伺いいたします。

#### ○市民部長（石川良道君）

高齢者に対しまして、先ほど総務部長の方からもチラシ等による周知のお話がございましたけれども、うちの情報管理課の方からも敬老会の際に、敬老会の招待者に対しまして個人番号や個人情報がだまし取られないように注意喚起するチラシを、招待状とあわせて通知したところでございます。

#### ○丸山わき子君

高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯だけでも市内に4千世帯あるわけなんです。こういった世帯に対して、本当にきめ細かな対応ができるのか。今できているのは、敬老会の招待者に対して書面を渡しているんだというような説明でございますが、果たしてそれが理解できるのかどうか。障がい者の皆さんに関しても、本当に理解できるのかどうか。そういう点では大変不安があります。今後はどんなふうに対応されるのか。その辺についてお伺いいたします。

#### ○市民部長（石川良道君）

障害者団体も含めた、高齢者世帯に対しても、引き続き、特に障害者団体につきましては、

連絡協議会等を通した形での周知、働きかけを強めていくようにしてまいりたいというふう  
に考えております。

○丸山わき子君

本当に適切に管理していけるのかどうかというところが、1つ、大変疑問点です。

それから、今後は民間事業者とも連携させていくわけですがけれども、そういった点で本  
当に番号を適正に管理していけるのかどうか。その辺については、どのようにお考えでし  
ょうか。

○市民部長（石川良道君）

マイナンバーとは別に、法人関係も法人番号が付与されていく中で、民間利用というか、  
例えば税の特別徴収の事業者の関係でもマイナンバーの収集というのが始まっていくわけ  
でございますけれども、国の方でもガイドラインを作って、従業員に対する守秘義務といいま  
すか、管理するための管理規定、そのようなものを定める、あるいは研修を行っていく、あ  
るいは研修に対して国が援助、支援するよというふうな形での市長会からの要請等、そ  
ういう形のもが行われておりますので、そういう形での適正な運用が図れるように努力し  
ていこうとしているというふうに認識しております。

○丸山わき子君

当然努力はしていただかなければならないわけですがけれども、人間が関わる以上、情報の  
漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能だというふうに思うわけなんです。

管理運営にあたって、八街市は活用の取り組みに係る方針があるのかどうか。その辺はど  
うでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

先ほど京増議員さんの中でも若干触れましたけれども、この制度自体で情報が一括管理さ  
れるものではないということで、これまで管理してきたところがそれぞれ管理して、それに  
アクセスして情報をいただくというものであるということが、まず1点あります。ただ、先  
ほどから社会保険庁の話も出ておりますが、まだ原因究明もできていないのということで、  
国民、市民の皆様には不安があるのは確かだと思います。ただ、私たちは市職員といたしまし  
て、でき得る限り漏えい等のないよう、意識を持って仕事に取り組むということです。私た  
ちサイドからも再度、そういった業務にあたっては、こういった部分に注意するんだという  
注意喚起を徹底して行っていきたいなと考えております。

○丸山わき子君

注意喚起だけではなくて、絶対漏えいがあるてはならないという立場から、きちんとした  
取り扱い方針を持つべきであると思います。その辺についてはどうでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

すみません。その前に、先ほど社会保険庁と申し上げましたけれども、年金機構の誤りで  
す。申し訳ありませんでした。

当然、市といたしましても、これから基本方針等を策定し、取扱規定を整備していく予定

でございます。

**○丸山わき子君**

対応が後手、後手のようでございますけれども、早急に対策をとるべきではないかというふうに思います。

いまひとつ伺いたいしますのは、国はこの制度の利便性をうたって推奨しているわけなんですけれども、コンビニでの各種書類の取り扱いもできるというような方向付けをしているようです。それに関して、担当課はどのようにお考えでしょうか。

**○市民部長（石川良道君）**

個人番号カードにICチップがあるということで、それを利用した形での自治体としての独自利用、そういうものを検討していくようにというお話もありますが、情報が個人番号カードに盛り込まれるのを現状では想定していないわけですから、あくまでも4情報と個人番号、要するに、個人番号が内容性等、そういう形に使われるのではないかとこのことを心配されているんだと思うのですけれども、あくまでも業務が限定された中で、しかもシステム間を直接結び付けることはできませんので、システム面での安全といいますか、それは確保されているというふうに理解しております。

**○丸山わき子君**

国の方は住民票、戸籍といった点での導入も検討するということです。そういう点では、本当に情報漏えいへの心配はより一層高まる。セキュリティーの面でも、あつてはならないことだと思いますので、コンビニでの取扱いはやっていただきたくない。万々が一、システム構築をする場合には、自治体がやらなければならないという方向のようです。とんでもない話です。先ほども市町村の持ち出しがないようにというようなことを部長も言われていましたけれども、この間も、かなり、自治体の持ち出しがあろうかと思えます。

もう一度伺いますけれども、この間、この制度を導入するにあたって国の補助が総額でどのぐらいあったのか。八街市は一体どのぐらいの経費を費やしたのか。その辺について、伺いたいします。

**○総務部長（武井義行君）**

申し訳ありません。金額につきましては今資料を持ち合わせておりませんが、システム的には住民基本台帳システム、それから地方税務システム等、10システムのシステム改修を行っております。住民基本台帳システムですとか国民年金システムにつきましては100パーセントの補助をいただいております。それ以外につきましても3分の2、それから残りの部分については交付税措置をされるという取り扱いになっております。

**○丸山わき子君**

システムのにも八街市の持ち出しはあるんだと。セキュリティーの面でも、はっきりしない部分があまりにも多くて、これでは市民の皆さんが安心してこの制度を活用できないという立場から、やはりこれは実施していく内容ではないということを申し上げておきたいと思えます。

次に、議案第4号、八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてなんですけれども、初回手数料は国の負担としておりますけれども、いつまで国の予算措置は続くのか。その辺についてはどのような状況なんでしょうか。

**○市民部長（石川良道君）**

ちょっと趣旨を把握できません。申し訳ございません。

**○丸山わき子君**

500円は国が面倒をみますよと言っているわけでしょう。この初回の手数料というのは、いつまでを言うのか。何年間か。

**○市民部長（石川良道君）**

初回というのが何年かということにつきましては、現状では把握できておりません。使う期間としては、10年間を想定しているということだけでございます。

**○丸山わき子君**

国の方は、この制度ができると便利になると言っていますが、国民が利用するとなると、利用範囲はほとんどないわけです。税金の申告であるとか、あるいは年金の書きかえであるとか、国民にとっては年に1回あるかないかの手続のために、今後、なくしたら市民が負担しなくては行けないと。住民に事務負担させていく、こういった内容は到底納得できない。国が便利を図るために作った、そういう制度だと思います。そういう点では大変矛盾のある内容であるということで、この点についても到底納得できない。

次に、議案第5号の八街市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてなんですが、今回は消防団員の定数を595名から480名に、110名を減らすというものなんですが、現在の実数はどのぐらいか、お伺いいたします。

**○総務部長（武井義行君）**

現在の団員数ですが、今年4月1日現在で419名でございます。

**○丸山わき子君**

東日本大震災後、多くの自治体が消防団の果たす役割を見直して、消防の充実強化に取り組んでいるというのが実態です。こういった中で八街市が定数削減しなければならないというのは、大変残念だと思います。今後の消防への取り組みをどのようにお考えなのか、その辺についてお伺いいたします。

**○総務部長（武井義行君）**

現在の少子高齢化、それからサラリーマンで勤務地が市外であるということで、なかなか団員確保が難しいところでございます。まず第一に団員の確保を何とかしなければいけないということで、団員の導入につきましても、単に勧誘するだけではなく、いろいろな形での消防団のあり方を検討していかなければいけない。当然、分団の統廃合も場合によってはあるかもしれませんし、機能別の消防団ですとか、そういったことについても検討していかなければいけないのかなと考えております。

**○丸山わき子君**

国の方は、先ほども申しあげましたけれども、東日本大震災の後、消防団の役割は大切だ、処遇改善を図っていくことが必要だということで、処遇改善のために交付税単価を見直したわけです。八街市はそれに対応したのかどうか。その辺についてはいかがでしょうか。

**○総務部長（武井義行君）**

消防団員はさきにあった震災、そういった面でもクローズアップされているわけですが、本市としてもいろいろな面で活動していただきまして、市民の生命や財産を守るということで、私たちとしても、その活動に感謝しているところでございます。ただ、現時点におきまして、処遇改善ということは、当然、今後検討していかなければいけないものだと思いますけれども、まだ、なかなかそこまで至っていないというのが現状でございます。

**○丸山わき子君**

やはり団員確保にあたっては、処遇改善も最優先でやっていかなければならないのではないかと思います。

いろいろ調べておりましたら、国の交付税単価、団長にしましては8万2千500円。八街市は倍の16万5千円を支給しています。副団長にしましては、交付税単価6万9千円に対して、11万3千円を八街市は支給しているわけです。分団長は5万500円、これに対して市は7万1千円。副分団長の4万5千500円に対して4万9千円。部長、班長は、3万7千円に対して3万9千円。

団員にしましては、交付税単価3万6千500円に対して2万5千円。これはちょっと、団員を育てていく上ではあまりにも貧弱な対応ではないかと思います。本当に団員確保という立場に立つならば、こうした処遇改善を積極的にやっていくべきで、消防団員を育てていくことが必要ではないかと思います。

いまひとつお伺いいたしますのは、出動手当の支給です。これは一体どのようになっているのか。1回当たり幾らでしょうか。

**○総務部長（武井義行君）**

申し訳ございません。それに関しては資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

**○丸山わき子君**

では、この問題は置いておきまして、次に参ります。

議案第6号の公共下水道雨水枝線整備工事（27-1）の請負契約の締結について、お伺いするものであります。

今回の枝線の整備事業にしまして、従来 of 工事と、今回導入する泥濃式推進工法の事業、これは一体どのぐらい変わるものなのか、お伺いいたします。

**○下水道課長（山本安夫君）**

今回行います一区39号線のところの泥濃式推進工法なんですが、契約額1億6千556万4千円。2年前の平成25年度に市役所前の一区224号線のところで推進工法を行ったのですが、単価的にはそれほど変わっていないという形でございます。

○丸山わき子君

単価的にはそれほど変わっていないということなのですが、もう少し具体的に、どの程度なのかというのをお聞かせください。

○下水道課長（山本安夫君）

今は224号線の契約金額を持っておりませんが、担当と、224号線と今回の契約は単価的にどうなのかと話しましたときに、単価的には、そう違っていません。細かい数字は、後でお持ちしたいと思います。少々お待ちください。

○丸山わき子君

曖昧な答弁ではなくて、こういう理由があって、この工法を取り入れたという説明をきちんとしていただきたいと思います。

それから、大池第三雨水幹線に関しましては、日本共産党は、1時間50ミリの降雨量にしか対応できないのか。今後、こういった支線を接続することで、50ミリ以上の雨が降ったときに対応できるのかということをお聞きしました。

今の大変な異常気象の中で80ミリ以上が当たり前の状況になってきているのではないかと。そのような中で、今後こういった工事のあり方でもいいのかどうか。その辺について、担当課はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○下水道課長（山本安夫君）

本市の下水道事業は都市計画事業ということで、時間当たり50ミリの雨水を排除できる幹線、あるいは枝線を整備してございます。先ほど議員さんがおっしゃいましたように、ゲリラ的な豪雨で80ミリ以上が降った場合はどうするのかというお話でございますけれども、今まで八街市の中で80ミリを超したのは、たしか平成20年8月の集中豪雨のときに1時間に82ミリというのが降っていると思います。

雨水に関しましては、国の指針に基づきまして、1時間50ミリでやっております。今後、1時間80ミリという形のもので常時起きるようなことであれば、東京都あるいは埼玉県等でやっております浸透式の調整池ですね、あるいは国道の下に管6メートルで、80ミリの雨量に対応するようなものを、多分、単独事業でやらなければならないような形になってくると思います。ただ、現在の段階では、幹線を整備し、これから枝線を整備していく形は1時間50ミリでやっていく考え方でおります。

以上です。

○丸山わき子君

今、1時間当たり80ミリ以上の雨が降るのは、全国的な1千カ所の地点の調査では、1年間に24回ある。もう統計が出ています、国土交通省が出しているのです。そういった情報を早期にキャッチし、街づくりをしていかなければならない。今後あったらではなく、もう既に国が、1千カ所でこれだけの雨が降っているんだと、きちんと調査され、国民に向けてホームページで出しているわけです。

八街市はこれからの街づくりの中で、こういう情報をきちんとキャッチし、次はどうした

らいいのか、次の工事ではどうしていったらいいのかという計画が、作られていっていいはずだ。ここにお金を費やしました、やっぱりだめだったから調整池を作ります、あるいは浸透式のますを作りますという、目先だけの取り組みであってはならない。もっとしっかりした大きな計画のもとで、取り組んでいかなければならないのではないかと。

枝線を整備する地域は、本当に冠水対策が深刻であります。一日も早い解決が待たれているところなんです。しかしながら、せっかくこういった整備をしても、今言ったように、全国的には1時間80ミリ以上の雨があちこちで降っている。せんだっての大雨では、茨城や栃木に降ったような雨が八街にもやってくるのではないかとということで、警戒警報が出ました。たまたま八街には来なかったけれども、こういった状況下に八街も置かれる。そういった点では、もっとしっかりとした街づくりのもとでの整備計画が必要であると思います。それでは、お願いいたします。

**○総務部長（武井義行君）**

先ほどご質問のありました団員出動の際の手当ですが、火災等が発生したときに出動した場合の費用弁償として、年額なんです、3千630円を支給しております。

**○丸山わき子君**

年額ですか。

**○総務部長（武井義行君）**

年額です。

**○丸山わき子君**

交付税単価では、1回7千円という交付がされております。消防団の皆さんは自分たちの仕事を持ちながら、地域の安全を守るために必死に取り組んでくださっているわけです。団員の皆さんの処遇改善を最優先でやらなければ、消防団で頑張ってくださいる皆様に報いることができない。ただ単に定数を削減するだけではなく、処遇改善に向けて、積極的な対応をしていただきたいと思っております。

そういう点では、市長、どうでしょうか。財政が本当に厳しいのはよくわかっております。来年度予算編成の中でぜひ検討していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○市長（北村新司君）**

ただいま丸山議員からご指摘のあったことにつきましては、日頃、家業を持ちながら、市民の生命、財産を守るため、消防団員の皆様には、24時間しっかり頑張っていただいております。改めまして、このことにつきまして、各消防団員に敬意を表する次第でございます。

今、丸山議員から指摘のございました消防団の処遇改善ということでございますけれども、そのことを踏まえた中で、しっかり前向きに検討してまいりたいと思っております。

**○財政課長（江澤利典君）**

すみません。補足させていただきます。

マイナンバー関係のシステム改修費の総務省分として、6月議会でも若干説明しておりますけれども、住民基本台帳システム、地方税務システム、団体内相互利用番号連携サーバー

及び中間サーバープラットフォーム負担金、合計で予算ベースで2千667万2千円でございます。

補助率につきましては、地方税務システム以外については10分の10という形になっております。

次に、厚生労働省分については、これも6月議会の案件なのですが、国民年金システム、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、障害者福祉システム、児童福祉システム、介護保険システム、健康管理システム及び生活保護システムということで、合計で792万8千円という形になっております。

なお、補助率につきましては、国民年金システムのみ10分の10ということで、その他のシステムについては3分の2という形になっております。10分の10の補助率以外の3分の1の地方負担分については、普通交付税または特別交付税で措置があるという形になっております。

そのほかに通知カード、個人番号カードの関連事務委託金につきましては2千953万7千円ということで、増額補正しております。これにつきましては、通知カード、個人番号カード関連事務を地方公共団体の情報システム機構に委任しているという状況になっております。

補助率については、10分の10という形になっております。

それと、消防関係なんですけれども、丸山議員がおっしゃるとおり、報酬等については交付税関係の報酬等というところにあります。団員の報酬ということで、先ほど丸山議員がお話しした金額の形で積算されております。

また、需用費等ということで、水害警戒、訓練出動手当、指導員手当、もろもろございまして、そのほかに負担金、補助金及び交付金という形で、普通交付税の算定の基礎になっております。

以上です。

#### ○下水道課長（山本安夫君）

先ほどの推進工事の関係なんですけれども、一区39号線、今回締結をお願いする箇所につきましては、延長が246.6メートルに対しまして、メートル当たりの単価は67万1千円でございます。また、平成25年度に行いました市役所前の224号線の工事につきましては、延長が313.3メートルで、メートル当たりの単価は41万6千円でございます。

内容につきましては、マシンについては同じ値段相当だと思っておりますけれども、マシンを地中に入れて動かしまして、224号線で1千100ミリの管を掘削し、一区39号線の方は1千350ミリの管を掘削していく。そのマシン代を延長距離で割ったものですから、25万円程度、224号線の方は安いという形になっております。

#### ○丸山わき子君

かなり差があるではないですか。

以上で終わります。

○議長（加藤 弘君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午後 2時25分）

（再開 午後 2時35分）

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○山口孝弘君

それでは、議案第5号、八街市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、若干質問させていただきます。

団員の定数を595人から480人以内に改めるとなっております。595人と、はっきり切っているのですが、今回は480人以内と。「以内」をあえて付けたのに、どのような意味合いがあるのか、お伺いします。

○総務部長（武井義行君）

今回「以内」という表現にさせていただきましたのは、現状でも419人という団員が実数としてあるわけです。実際に活動する中で、これからも団員の確保には当然努めていかなければならないのですが、現状、定員に達していない状況もございます。そういうことで、「以内」という表現を付けさせていただいたところでございます。

○山口孝弘君

すみません。あともう一点。「各分団15人を基準とし」というところがございますが、15人という根拠がわからないので、そこを教えていただきたいと思います。

○総務部長（武井義行君）

各分団で最低何人必要かということ、実際に現場での活動等を見た中で、算定というか、設定しております。これは各分団3班、班は4名ということで12名。それプラス分団長、副分団長、部長ということで15名を基準という形にさせていただきました。

○山口孝弘君

15名が基準ということですね。まちなかだったら20名を超えるような団もあるわけですが、人口が少ないところは、15名を基準とするというような意味合いでよろしいでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

議員さんのおっしゃるとおりでございます。

○山口孝弘君

わかりました。

先ほど処遇改善の話も出ましたが、消防団には自分も現在入っているわけですけれども、処遇改善も必要なのかもしれませんが、消防団としての心構えであったり、なぜ消防団が必

要なのかというところを、もっと周知していただきたいなということとはございます。

今回、常総市で大きな被害があったわけです。現在、近隣の消防団の皆さんも、今回は空き巣の被害等々があって、巡回するといったようなこともされているようです。八街市、または近隣市で大きな被害に遭った際に、例えば八街の消防団が、消防団活動として手伝いに行く、巡回をする等、そういったときに出てくるのは、例えば金銭的な面、また、事故が起きないとは言えません。そういった際、現状としては、八街市はどうなっているのでしょうか。

#### ○総務部長（武井義行君）

まず、先ほど常総市の災害のお話がありました。常総市に対しましては佐倉市八街市酒々井町消防組合の方から、たしか2班でしたか、災害発生直後に班を編成しまして応援の方に行っております。

それから、今お話がありました自治体間の災害時の応援ということですが、それにつきましては、申し訳ありませんが、現状、そういった決めごととはございません。ただ、他市ばかりではなく、八街市内でも何がいつ発生するかわからないということで、団を交えた中で、近隣自治体とも協議していかなければいけないと考えております。

#### ○山口孝弘君

これからの消防団としての意気込みというか、必要性を考える上でも、この協議が必要なのかなと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

#### ○議長（加藤 弘君）

ほかに質疑はありませんか。

#### ○桜田秀雄君

それでは、議案第3号について、お尋ねいたします。

八街市の個人情報保護条例は平成13年にできたと思うのですが、その前年に、いわゆる八街市公文書公開条例ができました。

私は、議会に入って本当にびっくりしたのですけれども、公文書公開条例で、ある議会に関する情報を請求した。ところが、議会の全員協議会の中で事務局長の方から、桜田さんからこういう請求が出ていると公開されまして、議員の中で約1時間半にわたって、おまえはこれを何に使うのかということで、大分やられました。そういう事例があったわけです。私は議長に対して、個人情報保護法、八街市の情報保護法の3条だと思うのですが、その中で知り得た秘密をみだりに他人に漏らしてはならないという条項があるのだから、やめてくれと言ったのですけれども、議長の方も、いやいや、みんな聞きたがっているから、桜田さん、話してよ。こういう話だったのです。結局、その責任を取らされて、議会事務局長は新聞紙上で謝罪せざるを得なかった。こういう事例があったのです。これは皆さんも頭に入っていると思うのです。それほど情報公開条例、個人情報保護法は重要だと私は思うのです。

今回は何点か、一部改正の提案をされておりますけれども、これは事前に、八街には審査

会がありましたか、個人情報保護審査会は。審査会はありますけれども、審議会はありましたか。

○総務部長（武井義行君）

申し訳ございません。詳細につきましては、私は理解していないところなんです、そういった審査会はあったということでございます。

○桜田秀雄君

審査会があるということですか。よく聞き取れなかったのですけど。申し訳ない。

○総務部長（武井義行君）

はい、あります。

○桜田秀雄君

今回の一部改正は国の法律が変わったことによって出てきたと思うのですが、他の市町村では審議会の意見を聞いて、その答申を受けて、市民に対するパブリックコメントもやって、その上で議会に提案する。こういう自治体が多いのですけれども、八街はそういう手続を踏まれましたか。

○総務部長（武井義行君）

すみません。個人情報保護条例の一部改正につきましては、市民へのパブリックコメントといったものは行っておりません。

○桜田秀雄君

なぜやらなかったんですか。

○総務部長（武井義行君）

基本的には、国で法律が制定されたことによる改正でございます。市民の意見をいろいろ聞かなければならない、これは国の立場として実施されているものとして理解しております。

○桜田秀雄君

こういう条例を作るのは議会です。議会で作るのですけれども、先ほど事例を示したように、議会の中でも、作った議員がわからないんですよ。中身を理解していない。さっき事例を申し上げたように、堂々と議会の全員協議会の中で、おまえはこれを何に使うんだという議論がやられるわけです。

個人情報をもっと大事に考えてやっていけば、審査会の意見を聞いたり、住民に対するパブリックコメントをやる、こういう姿勢が出てくるのだらうと、私は思うのです。そういう姿勢が軟弱だから、できないんだと思うのです。その辺について、どう考えますか。

○総務部長（武井義行君）

守秘義務というのが当然、職員の方にあるわけですが、今お話にありました議会の中でいろいろ議論なされたということに関しましては、申し訳ありませんが、私の立場からはコメントは控えさせていただきたいと思っております。

○桜田秀雄君

私は個人情報等、こういう情報については大切にしなければいけないと思うのですが。

今、審査会があるという話でございました。専門的な知識がないとなかなか対応できないと思うのですが、審査会のメンバーは今何人ですか。

○総務部長（武井義行君）

ご質問いただいているのは個人情報保護条例を作った際の審査会ということで、先ほどお答えさせていただきました。申し訳ありませんが、そのときのメンバー等は私は把握しておりません。

○桜田秀雄君

八街には審議会がいろいろあるのですけれども、何というんですか、伝統で各種団体の代表者を入れていて、ひどいときには1人で何カ所もやっている、そういう事例も過去にはありました。こういうものについては専門家、弁護士なり、そういう人を入れた審査会というのをやってやっていかないと対応できない。

何カ月前ですが、離婚した夫婦の相手方の情報を漏らしてしまって、70万円ほどの引越し代を弁償しました。そういうことも起こってくるので、個人情報については、もっとしっかりと取り組んでいただきたい。まず、このことをお願いしておきます。

先ほど来、丸山議員からも、また京増議員からも出ていましたが、この条例のきっかけとなった、いわゆるマイナンバー、これについては年金機構の情報漏えいをきっかけに、市民の間でも本当に大丈夫なのかと。

実は、私はカードは一切作らない主義なので、カードは持っていませんけれども、年金機構はだめで、よそのあれはいいんだということにはならないし。

八街には指定管理者制度も何件かありますよね、それも対象になりますよね。そういうところに対する指導、教育というのはどのように考えていますか。

○総務部長（武井義行君）

法人からも、源泉の関係ですとかでマイナンバーを付したものを社員から提出していただく、そういった実際の事務が発生してまいります。国の方からもいろいろな注意喚起が来るところですけれども、市からも法人に対しまして指導等をしてまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

これからどんどん、これが拡大されていくと思うのです。そのたびに行政の方も条例で改正していくのだらうと思うのですけれども、本当に心配しておりますので、問題が生じないように。情報ですから、100パーセント、問題が起これないように取り組んでいただきたい。このことをお願いしておきます。

次に、議案第5号についてお尋ねいたします。

第2条（1）についてお尋ねいたします。

団員が集まらないからということでしょうけれども、区域の近隣に居住している者にも広げていくのだというお考えのようですが、どのぐらい拡大できそうな余白というか、そういうものがあるのでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

具体的にどの範囲までというのは設定していないのですが、当然、隣接する自治体ということ、まず前提に考えております。

○桜田秀雄君

これは職員も含むと理解してよろしいですか。

○総務部長（武井義行君）

そういうことでございます。

○桜田秀雄君

次に、第3条なんですけど、先ほど来から議論があります。480名以内にするという具体的な根拠は、どこから出てきたのですか。

○総務部長（武井義行君）

当初595人を設定したときは、可住地面積、住居可能な面積から画一的な基準で算定されていたところでございます。現在は、地域の実情に合わせて、円滑に遂行するのに必要な人数を設定してくださいということになっておりまして、先ほどもお話ししましたが、1団15人というのを基準にいたしました。それから、地域の今の現状の段員数や住まわれている方の人数、そういったものを各団ごとに算定いたしまして、それをトータルしたものが480名という形になっております。

○桜田秀雄君

その前段の根拠というか、先ほど来から答弁されておりますけれども、なかなか人が集まらないんだと。そういう観点に重きを置いて、これを出してきたのか。あるいは財政上も含めて考えてやってきたのか。その辺はどうですか。

○総務部長（武井義行君）

今お話がありましたように、確かに財政面には、保険ですとか、いろいろな面で、定数が関わってくることもございます。そういうことも含みますが、やはり地域の実情に配慮した中で、活動が最低限できる人数ということで設定しております。

○桜田秀雄君

八街の基本条例の改正の中でも、八街の将来人口をどうするのかという議論がありました。その中で、統計に従ってやっていけば、6万5千人になってしまう。でも、努力目標で3千人を上積みしようということで6万8千人になった経緯があります。

消防も、これからは団員が減って、少なくともいいんだという話に、僕はならないと思うのです。大変難しいのですけれども、やはり団員は拡大する。そういう意味では枠をもっと広げるべきで、やはり努力目標というのがないと。集まらないからこれだけにしてしまおうという議論ではなくて、一定数を設定しておいて、それに近付けるにはどうしたらいいのかという努力をみんなで考えていく。それが行政に求められているんだと思うのですけれども、その辺についてはどうですか。

○総務部長（武井義行君）

先ほど申し上げましたとおり、現在の団員数が419名という状況がございます。今回480名以内ということにいたしました。61名、これでも不足しているという状況でありますので、まず定員に達するような団員の確保に努めていかなければならないというふうに考えております。

**○桜田秀雄君**

こういう問題で財政的なことを聞くのはちょっとおこがましいのですが、これによって、経済的効果と言うと怒られてしまいますけど、その辺についてはどのように、来年度予算編成に向けて考えていますか。

**○総務部長（武井義行君）**

単純に保険ということで申し上げますと、約200万円程度が減額される、これまでと比べてということになります。

**○桜田秀雄君**

減額されるのですか、来年度予算は。

**○総務部長（武井義行君）**

これまで595人分の保険ということで計上しておりましたが、480人になりますので、約200万円程度が減額となります。

**○桜田秀雄君**

わかりました。

私なんかはもう年ですから、本当はやりたいですけど、なかなかできませんので。

いろいろな議員から出た待遇改善。これはやっていかないといけないと思うので、その辺についてはぜひ、来年度予算で。

市長も前に、消防団をやっていましたよね。一から十まで知っているわけですから、全力を挙げて取り組んでいただくことをお願いして、終わります。

**○議長（加藤 弘君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○小山栄治君**

1点だけ、ご質問いたします。

第5号、八街市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、質問いたします。

現在419名ということで、各分団15人を基準にするということになりますと、375人という計算になりますけれども。

できるだけ安全・安心を守るために、消防団員の数は多い方がいいと思うのです。市としては、管轄する行政人口による団体数を考慮して団員総数を改正するというようなことが書かれていますけれども、行政人口が何人ぐらいで1人の団員を考えているのか、わかりましたらお願いいたします。

**○総務部長（武井義行君）**

算定にあたっては、市民の人数が基本となっております。ただ、現状の八街市民を約

7万3千人として考えた場合、480名は0.66パーセント程度になります。近隣自治体と比較しますと、八街市より人数的には少ない自治体もかなりあります、佐倉市ですとか四街道市、白井市は八街市よりも人口割りにすれば少ない状況で活動されております。ほぼ、平均的な状況でございます。

先ほども申し上げましたように、八街市の人口からは算定しておりませんので、特に人口による目安、指標というものは持っておりませんが、各団ごとの需要を勘案した中で積み上げた結果、480名という形になっております。

**○小山栄治君**

すみません。もう一点お聞きいたします。

現在、八街市には25の分団がありますけれども、4月1日現在で、26名が一番多いところですが、2つの分団で7名の団員数ということです。各分団15人を基準とするということですが、2つの分団を合わせても14名ということなんです。頑張っていていただいていると思いますけれども、その辺について、ちょっとお聞きしたいのですが。

**○総務部長（武井義行君）**

実際に2分団ほど、7名しか団員がない団もございまして。近隣の方など、団に入る条件等も見直しも行ってございます。実際にはなかなか難しいところもあるのですが、団を統合するようなことも検討させていただいております。実際に川上地区などでは一旦お話し合いをさせていただいたこともあるのですが、それぞれがなかなか歴史のある団ということもございまして、一概に一緒にすることは難しい状況にあります。そういったことも含めた中で、団員の確保に努めてまいりたいと思います。

**○小山栄治君**

ありがとうございました。終わります。

**○議長（加藤 弘君）**

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（加藤 弘君）**

質疑がなければ、これで議案第3号から議案第6号に対しての質疑を終了いたします。

議案第3号から議案第6号の討論通告受付のため10分間休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いいたします。

しばらく休憩します。

（休憩 午後 3時00分）

（再開 午後 3時10分）

**○議長（加藤 弘君）**

再開します。

これから討論を行います。

議案第3号、4号に対し、京増藤江議員から。議案第6号に対し、丸山わき子議員から、



次に、議案第4号、八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定に対する反対討論をいたします。

通知カードの再交付の際の手数料徴収条例の改正ですが、その内容はマイナンバー制度における個人番号の通知カードの紛失等による再交付の料金です。内閣府の7月の世論調査によると、マイナンバーが外部に漏れ出せば、悪用され、個人のプライバシーが侵害される、不正により被害に遭うなど、不安が高まっています。カードが紛失したらどんな被害に遭うかわからないマイナンバー制度は、廃止するしかありません。以上の理由から、議案第4号に反対いたします。

**○議長（加藤 弘君）**

次に、丸山わき子議員の議案第6号に対する反対討論を許します。

**○丸山わき子君**

反対討論に入る前に、関東・東北大雨災害に遭われた皆様に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。また、この災害によりまして亡くなられた方、またご家族の方々に対し、心よりお悔やみを申し上げ、また一日も早い復興を祈念するものであります。

それでは議案第6号、公共下水道雨水枝線整備工事（27-1）の請負契約の締結について、反対するものであります。

この議案は枝線を整備し、大池第三雨水幹線に接続する工事の請負契約を締結するというものですが、1時間50ミリの降雨量にしか対応できない大池第三雨水幹線に枝線を接続することが冠水対策になるのか、大変疑問であります。今回の工事対象とされる八街東小学校北側地域、国道409号を挟んだ反対側の冠水は深刻であり、一日も早い抜本的な解決を求めるものであります。

国土交通省は1時間80ミリ以上の降水について、全国1千地点での年間発生回数を発表しております。昭和51年から62年、10.3回。昭和63年から平成9年まで、11.1回。平成10年から平成19年には18.5回と、10年ごとに増加しており、また豪雨頻繁による水害のリスクが増大していることが特徴であると指摘しています。

10日の茨城県、栃木県への大雨は甚大な被害をもたらしました。当市も線状降雨帯が通過するとの予想に、大雨警報を10日2時46分に発表しております。今回は大事に至りませんでした。昨今の異常気象がもたらす大雨に対応できる雨水対策を、また街づくりを進めていくことが緊急に求められております。

以上のことから、反対するものであります。

**○議長（加藤 弘君）**

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了します。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

最初に、議案第3号、八街市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採

決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（加藤 弘君）

起立多数です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（加藤 弘君）

起立多数です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、八街市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、公共下水道雨水枝線整備工事（27-1）の請負契約の締結についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（加藤 弘君）

起立多数です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。副議長の選挙に伴い、議席の一部変更の件を日程に追加し、追加日程第8として議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第8、議席の一部変更の件を議題とします。

お手元に配付の資料のとおり、議席9番、石井孝昭議員を議席19番へ。議席10番、桜田秀雄議員を議席9番へ。議席11番、林修三議員を議席10番へ。議席12番、山口孝弘議員を議席11番へ。議席13番、小高良則議員を議席12番へ。議席14番、湯浅祐徳議員を議席13番へ。議席15番、川上雄次議員を議席14番へ。議席16番、林政男議員を議席15番へ。議席17番、新宅雅子議員を議席16番へ。議席18番、京増藤江議員を議席17番へ。議席19番、丸山わき子議員を議席18番へ、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。

ただいま変更のあった方は、次の会議より新議席への移動をお願いいたします。

本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成27年9月第3回八街市議会臨時会を閉会いたします。

議員の皆様申し上げます。この後、議会運営委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後 3時25分）

○本日の会議に付した事件

1. 仮議席の指定
2. 議長の選挙
3. 議席の指定
4. 会議録署名委員の指名
5. 会期の決定
6. 副議長の選挙
7. 常任委員及び議会運営委員の選任
8. 議会運営委員会の閉会中継続調査の件
9. 議案の上程  
議案第1号から議案第6号  
提案理由の説明  
議案第1号から議案第2号  
質疑省略、委員会付託省略、討論省略、採決  
議案第3号から議案第6号  
委員会付託省略、質疑、討論、採決
10. 議席の一部変更の件

- 
- 議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
議案第2号 教育委員会委員の任命について  
議案第3号 八街市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第4号 八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第5号 八街市消防団条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第6号 公共下水道雨水枝線整備工事（27-1）の請負契約の締結について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会臨時議長 湯 浅 祐 徳

八街市議会議長 加 藤 弘

八街市議会議員 小 澤 孝 延

八街市議会議員 山 田 雅 士